

※詳しくは☎にお問い合わせください。

「荒尾市立地適正化計画」を作成しました

☎ 63-1487

増加を続けてきた日本の人口は、既に減少し始めていて、今後も続く見通しです。本市でも、人口は減少して推移し、さらには少子化や高齢化も進みます。高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な住環境を守っていくことは、まちづくりの大きな課題の一つです。

荒尾市は、古来から尾根と河川に挟まれたエリアで集落が発達してきた結果、丘陵地・水源地などの緑地ゾーンや農地を介して、飛び地状の市街地を形成しています。しかし、これからは医療・

福祉・商業などの施設や住居などがまとまって立地しつつ、公共交通の再編と連携によって利便性の向上を図るなど、都市全体を考えたまちづくりを進めることが重要です。

本市でも都市全体を見渡したマスタープランとして、「立地適正化計画」を作成することとなり、将来に向けたより良いまちづくりを進めていきます。ホームページで本文を公開していますのでご覧ください。

平成 29 年度 後期高齢者医療保険料の通知書を送ります

☎ 63-1420

4 月中旬までに仮徴収の対象者に通知書を送ります

【仮徴収とは】

平成 29 年度の保険料が決定する前に、前年度の保険料額をもとに仮計算した保険料を 4・6・8 月の 3 回で徴収します。

保険料の確定は 7 月に行いますが、確定後の本徴収だけで納めていただくと、1 回あたりの徴収額が大きくなるため、仮徴収と本徴収の年 6 回で年金から差し引きします。

【平成 29 年度の保険料率（平成 28 年度と同じ）】

均等割額：47,900 円 所得割率：9.26%

※保険料の上限額は年額 57 万円です。

【所得の低い人や被用者保険の被扶養者だった人への保険料軽減は平成 29 年度も継続しますが、下記の変更点もあります】

※均等割額軽減（2 割か 5 割）の対象者が拡大されます。

※所得割軽減額（5 割）が（2 割）へ変更となります。

※被用者保険加入者に扶養されていた人の均等割軽減額が（7 割）となります。（所得割額はかかりません）

保険料の確定額の通知は 7 月に送ります

【保険料の納期】平成 28 年中の所得（収入）と平成 29 年 4 月 1 日時点の世帯状況で算定します。

特別徴収（年金天引き）の場合

1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
1 月	2 月	3 月						
仮徴収（原則前年度 2 月と同額）						本徴収（保険料確定後の調整額）		

普通徴収（納付書か口座振替の場合）

徴収なし	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
2 月	3 月								

【特別徴収から口座振替への変更】

申し出ると特別徴収をやめて口座振替に変更できます。ただし、審査の結果、口座振替への変更が認められない場合もあります。

仮徴収の対象者

平成 28 年度に特別徴収（年金天引き）で納めていた人は、ことし 2 月の徴収額と同額を 4・6・8 月の年金から徴収。

仮徴収の保険料の額

平成 28 年度の途中で後期高齢者医療に加入し、納付書か口座振替で納めていた人は、4 月から特別徴収になる場合があります。平成 28 年度の保険料額をもとに仮算定します。

申告が必要ではありませんか

収入がない、障害年金や遺族年金だけを受給しているなどの場合も、本人や同じ世帯の人は申告が必要です。申告をしないと、低所得世帯でも保険料が軽減されなかったり、食事代の減額や高額療養費の限度額で本来の区分適用を受けられなかったりします。

平成 29 年度 農作業標準雇用賃金を取り決めました

☎ 63-1459

農作業標準雇用賃金

平成 29 年度の農作業標準雇用賃金を次のとおり、決定しましたので、参考にしてください。

作業種目	単位	標準額	作業条件など
育苗 (10a 当たり 22 箱)	1 箱	540 円	種子代含む (稚苗)
耕起	一貫	10a 12,000 円	耕起～代かき
	一貫	10a 6,000 円	耕うん 1 回
機械田植	10a	8,500 円	補助員なし

作業種目	単位	標準額	作業条件など
刈取+乾燥+もみすり	10a	35,000 円	もみ運搬含む
機械刈取(カッターあり)	10a	20,000 円	
もみすり	30kg	350 円	未成熟米含む
かけ干し後の乾燥+もみすり	30kg	650 円	未成熟米含む
生ごぎ後の乾燥+もみすり(コンバイン)	30kg	850 円	未成熟米含む
出荷運搬料	30kg	100 円	

もっと知ろう!! 障がい福祉 vol.5

☎ 63-1406

今日は、相談機関について紹介します。

相談支援事業所とは

障がいがある当事者や家族からの相談を受けて、困っていること・必要なことについて、情報の提供や福祉サービスの提案・利用調整・継続支援を行い、共に解決へ向けて取り組んでいます。市内には現在 5 カ所の相談支援事業所があります。

例えば

- ◎自立したいが、何をすればいいのかわからない
- ◎サービスを利用したいが制度が分からない
- ◎日中に通える所、働ける所を見つけたい
- ◎（家族が）ちょっと一休みしたい
- ◎療育について相談したい

相談すると

- ◎様々な悩みや困り事を聞いた上で、一緒に解決策を考えます。
- ◎必要に応じて最適な福祉サービスの情報提供や、福祉サービスを利用するときに必要な計画を立案・作成をします。

相談は

- 相談支援センターわっしょい ☎ 62-1175
- 相談支援センターのぞみ ☎ 62-1173
- 相談支援センター花のまち ☎ 090-1878-1970
- 荒尾市社協相談支援センターあゆみ ☎ 68-7406
- 荒尾市社会福祉事業団相談支援センター ☎ 64-0752



【次号はボランティア団体を紹介します】